

## 令和6年度高知県畜産環境対策総合支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和6年度高知県畜産環境対策総合支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、畜産由来肥料の活用を進める取組等を実施するために必要な経費を補助することを目的として、国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月21日付け4農産第3508号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4畜産第1954号農林水産省畜産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、別表に定める事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）に係る補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書1部を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助事業の着工)

第5条 補助事業者は、補助事業を着工する場合は、原則として、次条の規定による補助金交付決定通知に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着工する必要がある場合は、補助事業者は、実施要領別紙2の第7の4（1）の交付決定前着手届1部を知事に提出しなければならない

い。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条第1項の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団という。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなけれ

ばならないこと。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第2号様式による中止（廃止）承認申請書1部を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、第6条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助する者又は契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助する者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前各号の条件を付けなければならないこと。
- (8) 補助する者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを確認すること。

#### (補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による変更承認申請書1部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の取組主体を変更する場合

(2) 別表の補助対象経費に係る補助金の増加又は30パーセントを超える減少の場合

2 知事は、前項の変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、その適否を決定し、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

#### (補助事業遂行状況報告書)

第9条 補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において別記第4号様式による遂行状況報告書1部を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業の成果を記載した別記第5号様式による実績報告書1部を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、第4条第2項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額等がない場合は、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、既に着手した補助事業で必要があると認めるものについて、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記第7号様式による概算払請求書に知事が別に定める書類を添えて、1部を知事に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

第12条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、速やかに別記第8号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めたときは、繰越承認通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第9号様式による年度終了実績報告書を当該年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第 13 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施が著しく不相当であると認められたとき。
- (5) 補助事業者（間接補助事業者を含む。）が第 6 条ただし書各号のいずれかに該当すると知事が認めるとき。

(関係書類の保管)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得した財産 1 件当たり取得価格が 50 万円以上の機械及び器具で、処分制限期間を経過しないものにあつては、別記第 10 号様式による財産管理台帳及びその他関係書類を保管しなければならない。

(グリーン購入)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 16 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(雑則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 11 日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助率	事業実施主体
<p>畜産環境対策総合支援事業</p> <p>実施要領別紙2の第1の2（1）に定める畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業の堆肥造粒機等の導入（堆肥の高品質化、ペレット化、袋詰めその他堆肥の流通を促進するために必要と認められる機械の導入とする。）に必要な経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>実施要領別紙2の第2の2に定める協議会</p>

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和 年度高知県畜産環境対策総合支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において、以下のとおり高知県畜産環境対策総合支援事業を実施したので、高知県畜産環境対策総合支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的（成果）

2 事業の内容

事業実施計画（実績）

事業実施 主体名	取組主体名	導入機器	完了予定 年月日	事業費（円） [A+B+C]	負 担 区 分			備 考	
					県費補助金（円）		事業実施主体 （円） [B]		その他 （円） [C]
					国補助金 （円） [A]				
合 計		事業費							
		附帯事務費							
		計							

（注）「備考」欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合は「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」と、消費税仕入控除税額がない場合は「該当なし」と、消費税仕入控除税額が明らかでない場合は「税額を含む」とそれぞれ記入してください。

### 3 収支予算（収支精算）

#### （1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
補助金(国又は県)	円	円	円	円	
市町村費					
その他					
計					

#### （2）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 事業費	円	円	円	円	
2 附帯事務費					
計					

### 4 添付書類

- (1) 実施計画書
- (2) 図面
- (3) 協議会の規約
- (4) 県税の滞納がないことを証する証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認事項の写し（※2）

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理規則」における第4号様式。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみのコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

※添付書類は、事業内容に応じて提出してください。

第2号様式（第7条関係）

令和 年 月 日  
第 号

高知県知事 様

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和 年度高知県畜産環境対策総合支援事業費補助金  
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県畜産環境対策総合支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

第3号様式（第8条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和 年度高知県畜産環境対策総合支援事業費補助金  
変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知  
がありました令和 年度高知県畜産環境対策総合支援事業について下記のとおり  
変更したいので、高知県畜産環境対策総合支援事業費補助金交付要綱第8条第1  
項の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

- (注) 1 記の記入要領は、別記第1号様式に準ずるものとします。この場合において、同様式「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対比することができるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記入してください。ただし、当該変更の対象外となる事項については、省略してください。
- 2 添付書類については、補助金交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添えてください。

第4号様式（第9条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和 年度高知県畜産環境対策総合支援事業費補助金  
遂行状況報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました令和 年度高知県畜産環境対策総合支援事業について、高知県畜産環境対策総合支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		12月31日までに完了したもの		1月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円	令和 年 月 日	

（注）「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記入してください。

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和 年度高知県畜産環境対策総合支援事業費補助金  
実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました令和 年度高知県畜産環境対策総合支援事業について、下記のとおり実施したので、高知県畜産環境対策総合支援事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、その実績を報告します。

記

- (注) 1 記の記入要領は、別記第 1 号様式に準ずるものとします。
- 2 補助金の（変更）交付決定により通知された事業の内容等と事業実績の内容等とに変更がある場合は、変更内容を容易に比較対比することができるよう変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記入してください。  
なお、当該変更の対象外となる事項については、省略してください。
- 3 収支精算の原本証明は、必要ないものとします。
- 4 添付書類は、別記第 10 号様式による財産管理台帳及び補助金交付申請書に添えたもので変更がある書類、帳簿、契約書、請求書、領収書等の写し及び事業実施等の確認ができる書類（出来高設計書等）とします。

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和 年度高知県畜産環境対策総合支援事業費補助金  
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました令和 年度高知県畜産環境対策総合支援事業について、高知県畜産環境対策総合支援事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額	金	円
（令和 年 月 日付け 第 号による確定通知額）		
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添えてください。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添えてください。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算内訳
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

5 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合、その状況を記入

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記入してください。

6 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がない場合、その理由を記入

[

]

(注) 記載内容の確認のため、次の資料を添えてください。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添えてください。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 間接補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料



第 8 号様式（第 12 条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和 年高知県畜産環境対策総合支援事業費補助金  
繰越承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付（変更）決定通知の  
ありました令和 年度高知県畜産環境対策総合支援事業について、令和 年度内  
にこれを完了することが困難となりましたので、高知県畜産環境対策総合支援事  
業費補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により、繰越の承認を申請します。

記

1. 理由書  
別紙 1 のとおり
2. 箇所別調書
3. 工程表及び位置図

別紙1（第8号様式関係）

理 由 書

事 項 名 高知県畜産環境対策総合支援事業費補助金

箇 所 名 ○○市町村○○地区

予算額（補助金） 円  
うち繰越額 円

繰 越 事 由 ○ ○ ○

<記載例>

本地区は、～を目的として、～の整備を行うものであり、令和○○年3月末の完成を目指していた。

令和○○年○○月に事業実施主体である○○協議会が精査したところ、○○など、再検討せざるを得ず、不測の日数○○か月を要し、年度内の完成が困難となったものである。

なお、本工事については、令和○○年○○月に完成する予定である。

- 注：1 理由書は、繰越地区ごとに作成する。
- 2 繰越事由の○○○欄には、該当する繰越条件（計画に関する諸条件、設計に関する諸条件、気象の関係、用地の関係、補償処理の困難又は資材の入手難）を記載する。
- 3 繰越事由の具体的な内容は、「繰越ガイドブック（財務省発行）」の第II章の第2節明許繰越及び翌債を行う場合の事由等を参考にして記載する。

第9号様式（第12条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和 年度高知県畜産環境対策総合支援事業費補助金  
年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定がありました令和 年度高知県畜産環境対策総合支援事業について、令和 年度の事業を完了しましたので、高知県畜産環境対策総合支援事業費補助金交付要綱第12条第3項の規定により報告します。

記

- (注) 1 記の記入要領は、別記第1号様式に準ずるものとします。この場合において、同様式中「事業の目的」を「事業の成果」と書き換え、補助金の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と実績の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対比することができるように二段書きにし、交付決定を受けた内容を括弧書きで上段に記入してください。
- 2 以下の書類を添えてください。
- (1) 市町村の補助金検査調書兼確定書（写し）
  - (2) 請負契約書（写し）
  - (3) 出来高設計書
  - (4) 写真（施行前及び施行後、必要に応じて施行中の写真も添えてください。）

第 10 号様式（第 14 条関係）

財 産 管 理 台 帳

地区名		地区			事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管補助金名 県補助金名		国内肥料資源利用拡大対策事業（畜産環境対策総合支援事業） 高知県畜産環境対策総合支援事業					
事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
								国庫補助金	県費	市町村費	その他					
							円	円	円	円	円					
合 計																

- (注) 1 「処分制限年月日」欄は、処分制限の終期を記入してください。  
 2 「処分の内容」欄は、譲渡、交換、貸付、担保提供等を記入してください。  
 3 「摘要」欄は、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入してください。  
 4 この書式により難しい場合は、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができます。